

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【会社名】	株式会社ワークマン
【英訳名】	WORKMAN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小濱 英之
【本店の所在の場所】	群馬県伊勢崎市柴町1732番地 (注) 上記は登記上の本店所在地であり、本店事務は下記の「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野四丁目8番1号 T I X T O W E R U E N O 4 階
【電話番号】	03 (3847) 7730 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部担当 飯塚 幸孝
【縦覧に供する場所】	株式会社ワークマン東京本部 (東京都台東区東上野四丁目8番1号 T I X T O W E R U E N O 4 階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 上記の東京本部は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

2025年6月26日開催の当社第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金73円

配当総額 5,957,541,315円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小濱英之、土屋哲雄、飯塚幸孝、大内康二、濱屋理沙の5名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、加藤昌宏、堀口均、信澤山洋の3名を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、後藤充隆を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式付与のための報酬制度を導入するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	742,044	675	—	(注) 1	可決 (99.02%)
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 小濱 英之 土屋 哲雄 飯塚 幸孝 大内 康二 濱屋 理沙	696,933 727,871 728,022 737,564 717,400	45,787 14,849 14,698 5,155 25,319	— — — — —	(注) 2	可決 (93.00%) 可決 (97.13%) 可決 (97.15%) 可決 (98.42%) 可決 (95.73%)
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 加藤 昌宏 堀口 均 信澤 山洋	736,470 738,691 738,893	6,248 4,027 3,825	— — —	(注) 2	可決 (98.28%) 可決 (98.57%) 可決 (98.60%)
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 後藤 充隆	720,602	22,116	—	(注) 2	可決 (96.16%)
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	739,427	3,198	95	(注) 1	可決 (98.67%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。